にいがた食の安全・安心基本計画

平成29年度～平成32年度

概要版

にいがた食の安全・安心基本計画とは

●新潟県における **食の安全・安心*** に関する施策を総合的に推進するために、「にいがた食の安全・安心条例」（以下「条例」）に基づき、県民意見を聴いて策定する計画です。

＊）食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること

キャッチフレーズ

見える安全 知る安心 みんなで育む 食のにいがた

食の安全・安心を推進するためには、消費者・食品関連事業者（生産者、製造者、調理者、販売者など）・新潟県が、それぞれの役割と責務を果たし、相互に理解して協力することが大切です。

平成29年3月改定

新潟県

この計画は、新潟県における「食の安全・安心」を推進することを目的とし、この目的の達成度を測るため、次の成果指標を設定します。

成果指標：新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合

目　　標：基準年度（平成29年度）から増加させる

（参考）改定前の成果指標：新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合

区　分	計画策定前（平成18年度）	第一次改定前（平成24年度）	第一次改定時の目標（平成28年度）	第二次改定前（平成28年度）
県　　内	42.3%	55.0%	増加させる	54.9%
県外(首都圏)	42.9%	50.6%	増加させる	45.8%

重点取組

HACCP*に基づく衛生管理の普及を推進します。

＊HACCP（ハサップ）とは、Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で、危害分析重要管理点と訳されます。国際的に推奨されている食品衛生管理の手法で、HACCPの導入により、衛生水準の向上を図ることができます。

《具体的な取組》
① 中小規模の事業者に対する普及啓発・導入支援の強化
② 消費者の認知度向上
③ 食品衛生監視員の導入支援能力の強化

施策の体系

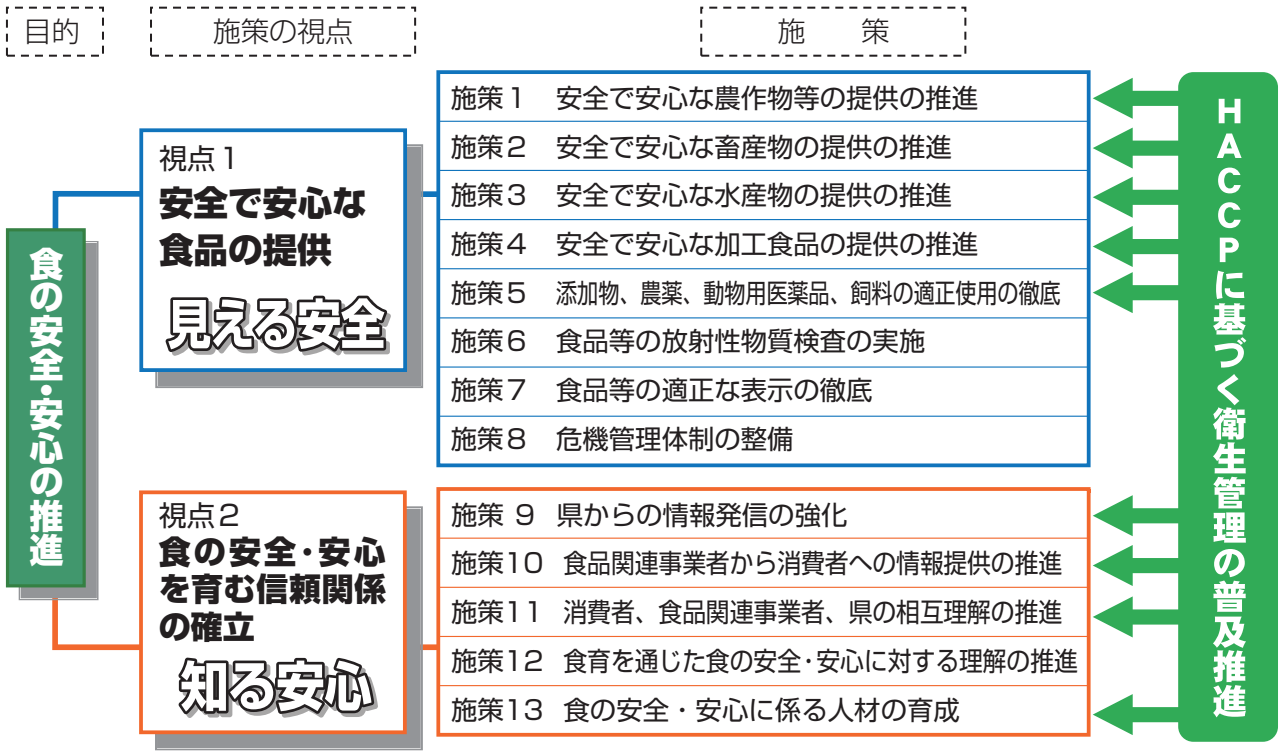

見える安全　～ 安全で安心な食品の提供 ～

県の主な取組

適正な農業生産活動の実（施策1）

安全な農産物の提供のため、農薬の適正使用の指導や、農業生産活動の各工程の適正な実施・記録・点検及び評価を行うＧＡＰ*の普及を図ります。

＊ＧＡＰ：Good Agricultural Practice の略称
農業生産工程管理と訳されます。

飼養衛生管理基準の遵守指導（施策2）

家畜伝染病予防法で定められている家畜の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準の遵守状況を調査し、それに基づく指導等を行います。

（調査項目は、病気の感染防止対策や家畜の異状発見時の適切な対処などで畜種別に決められています。）

飲食店等に対する監視指導とＨＡＣＣＰの普及推進（施策4）

食中毒等を予防するため、毎年度策定する監視指導計画に基づき、保健所の監視員が飲食店、製造業、販売業等の監視指導を行います。

また、ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理を普及推進するため、特に中小規模の事業者に適切な助言や指導を行うことでＨＡＣＣＰの導入を支援します。

食品表示に関する正しい知識の普及啓発（施策7）

食品表示法や健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）等の食品表示に関する各種法律に基づく適正な表示や広告表現について、講習会や広報紙などを積極的に活用し、食品関連事業者に対し、正しい知識の普及啓発を行います。

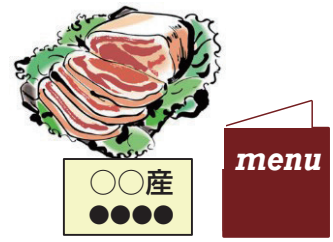

主な取組指標

各施策の達成度の目安

施策	指　標　名	現　状（27年度）	目　標（32年度）
1	認証ＧＡＰの取得農場数	67 農場	120 農場
2	畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守率	90%	100%
4	飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数の年間達成率（県食品衛生監視指導計画に対する実施率）	100%	100%
7	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	99.8%	100%

知る安心 ～ 食の安全･安心を育む信頼関係の確立 ～

県の主な取組

インターネットによる情報発信（施策9）

県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」等により、食の安全・安心に関するあらゆる情報を発信します。

また、食の安全に関する電子メールを定期的に発信します。（メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」）

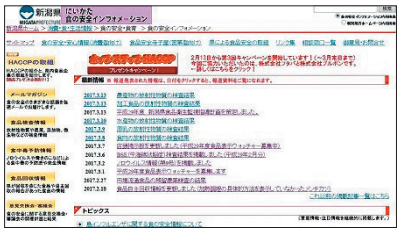

http://www.fureaikan.net/syokuinfo/

食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信（施策10）

スーパーマーケット等の協力を得て、店頭に専用に掲示板を設けたり、消費者向けリーフレットを設置したりすることで、消費者に食の安全に関する様々な情報を提供します。

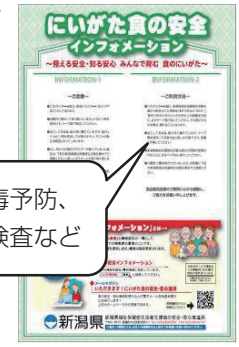

食中毒予防、
食品検査など

店頭掲示板
県内約 200 店に掲示

関係団体や消費者が行う取組への支援（施策11）

団体や消費者が行う勉強会などの取組に対し、講師の派遣など必要な支援を行います。

食の安全・安心出前講座

県民からの希望に応じて職員を派遣し、食中毒予防、食品検査体制、食品表示制度など様々なテーマで説明します。

にいがた食の安全･安心サポーターの設置（施策13）

きのこの食･毒鑑別ができる人材や、食品衛生の知識を有する人材を県のサポーターとして委嘱し、各地域でサポーターによる事業者･消費者への知識の普及を図ります。

〈活動例〉
- 野生きのこの鑑別相談（※）
- 食品衛生講習会の講師など

※）各保健所で受け付けていますのでお気軽に御相談ください

主な取組指標

各施策の達成度の目安

施策	指　標　名	現　状（27年度）	目　標（32年度）
9	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	56,004	70,000
10	店頭掲示板の情報更新回数（年間）	11回	20回
11	食の安全・安心に関する講習を「非常に有意義」と評価した利用者の割合（年平均）	43.7%	50%
13	にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	9,350 人	10,000 人

計画の推進体制

消費者、食品関連事業者、県が連携･協力して計画を推進します。

そのため、本計画では、13の施策について県の具体的な取組内容を定めるとともに、消費者と食品関連事業者に期待される役割を定めています。

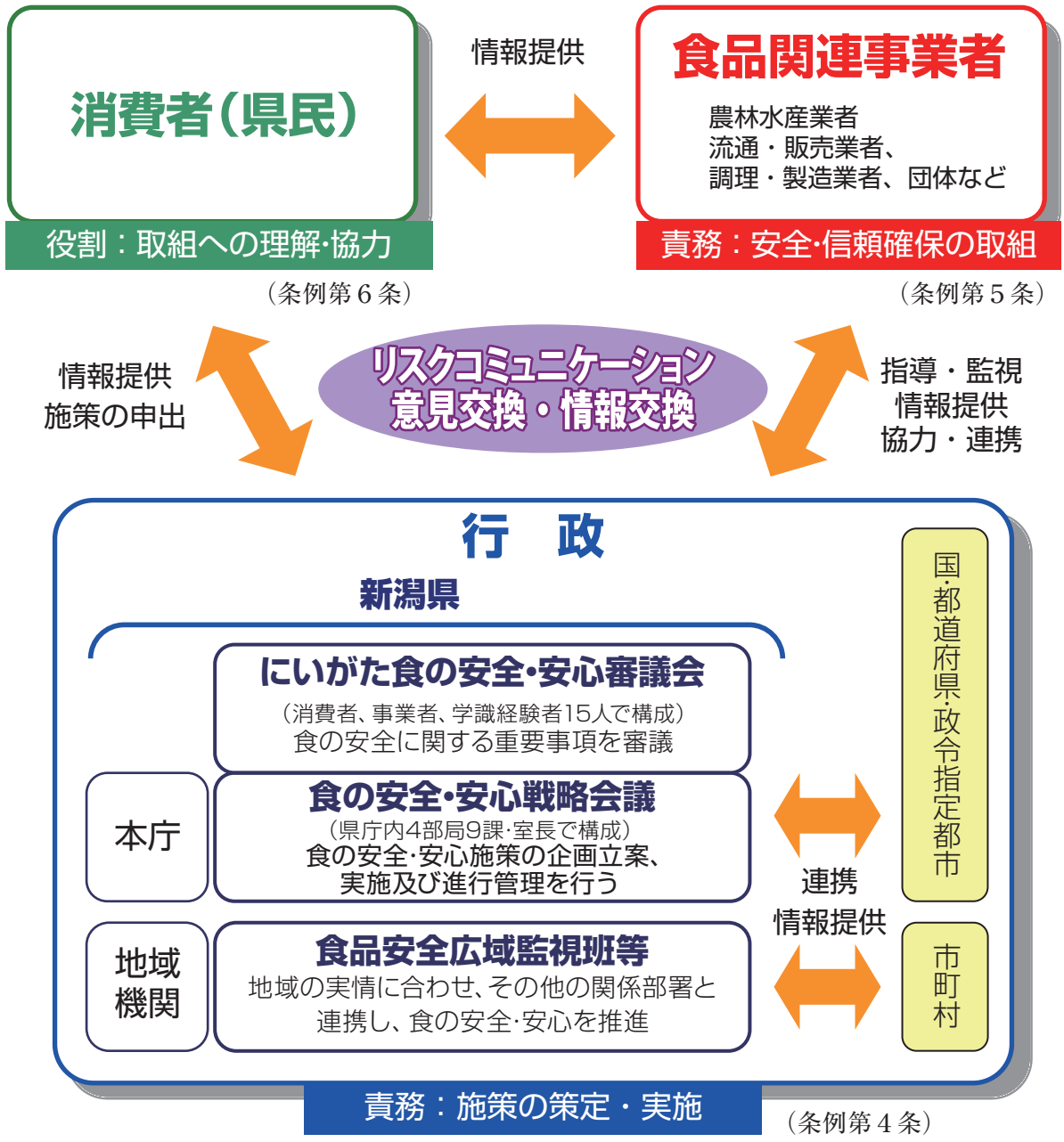

計画の進行管理

計画の実効性を確保するために、成果指標や取組指標に基づいて進行管理を行い、「にいがた食の安全･安心審議会」の審議を受けながら計画を進めます。

計画の実施状況は毎年度公表します。

にいがた食の安全・安心審議会

みんなで育む 食のにいがた

消費者と食品関連事業者に期待される役割を定めています。

消費者（主なもの）

●食の安全に関する情報に関心を持ち、食中毒の予防や添加物、農薬などについて理解を深めます。

●行政や食品関連事業者が行っている食の安全･安心のための取組について理解を深めます。

●食に関するイベントや交流会に積極的に参加し、自らの意見も積極的に発言します。

食品関連事業者（主なもの）

●行政や関係団体の講習会などに積極的に参加し、安全確保や適正表示に関する知識の習得に努めます。

●県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守します。

●消費者との相互理解を深めるため、農業体験会や施設見学会などを開催します。

●食品による健康危機の発生に備え、緊急連絡体制や対応マニュアル等を整備します。

食の安全に関する相談窓口

（受付時間：開庁日の8 時30 分～17 時15 分）

村上保健所 衛生環境課 ☎0254-53-8371	十日町保健所 衛生環境課 ☎ 025-757-2707
新発田保健所 生活衛生課 ☎0254-26-9137	柏崎保健所 衛生環境課 ☎ 0257-22-4180
新津保健所 衛生環境課 ☎0250-22-5175	上越保健所 生活衛生課 ☎ 025-524-6135
三条保健所 生活衛生課 ☎0256-36-2366	糸魚川保健所 衛生環境課 ☎ 025-553-1938
長岡保健所 生活衛生課 ☎0258-33-4936	佐渡保健所 生活衛生課 ☎ 0259-74-3399
魚沼保健所 衛生環境課 ☎025-792-8619	新潟市保健所 食の安全推進課 ☎ 025-212-8226
南魚沼保健所 生活衛生課 ☎025-772-8143	生活衛生課 食の安全･安心推進係 ☎ 025-280-5205

この計画に関する問い合わせ先

（受付時間：開庁日の8 時30 分～17 時15 分）

新潟県福祉保健部 生活衛生課 食の安全･安心推進係（食の安全･安心戦略会議事務局）
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話:025-280-5205 FAX:025-284-6757

ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」のご案内

基本計画の全文もここでご覧になれます。
http://www.fureaikan.net/syokuinfo/

にいがた食の安全　検索

メールマガジン「いただきます!にいがた食の安全･安心通信」のご案内

食の安全･安心に関する注目の話題などを盛り込んだ電子メールを毎週木曜日にお届けします！

登録は上記ホームページ **http://www.fureaikan.net/syokuinfo/**　またはこのQR コードから